

保険業法の一部を改正する法律案要綱

保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るため、特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務を創設するほか、保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲を兼業特定保険募集人が行う取引に拡大し、保険契約の締結等に関する禁止行為に物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加する等の措置を講ずる必要がある。このため、保険業法の一部を改正することとする。

一 保険業法の一部改正

1. 特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務の創設

特定大規模乗合損害保険代理店は、法令等遵守責任者を設置する措置、苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置等の体制整備を講ずるとともに、兼業特定保険募集人である場合にあっては、保険募集の業務以外の業務が保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう適切に監視すること等の体制整備を講じなければならないこととする。
(保険業法第 294 条の 4 関係)

2. 保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲の拡大

保険会社、外国保険会社等及び保険持株会社に対して、兼業特定保険募集人が行う取引により保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、当該保険関連業務の実施状況を適切に監視するための体制整備を講じなければならないこととする。

(保険業法第 100 条の 2 の 2、第 193 条の 2 及び第 271 条の 21 の 3 関係)

3. 保険契約の締結等に関する禁止行為の範囲の拡大

保険契約の締結等に関する禁止行為に関して、その対象となる行為につき、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加し、その対象となる者につき、保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者を追加することとする。

(保険業法第 300 条、第 301 条及び第 301 条の 2 関係)

4. 保険仲立人に関する変更等の届出義務の対象の追加

保険仲立人に関する変更等の届出義務の対象につき、内閣府令で定めるときを追加することとする。
(保険業法第 290 条関係)

5. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
(附則第1条関係)

2. 関係法律の改正等

- (1) 保険業法の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。
(附則第2条及び第3条関係)
- (2) この法律の施行の状況等に関する検討規定を設けることとする。
(附則第4条関係)